

PALETTE

会員とご家族の安心をサポート

news

見つかる「お得」、助かる「安心」。

「お役立ち情報」はWEBにも満載!!

<https://www.palette-net.com>

©一般社団法人パレット共済会 禁無断転載
お問い合わせ: TEL 0120-801-830 (平日9:30~18:00)



vol. 100
July 2020

7



特集

夏レジャー
ショッピング特集

Topics & Information

コラム「介護と仕事の両立」

新設共済給付金制度

新規加盟会社紹介

Special Present

団体保険・共済

介護と仕事を両立させるための 知識と対策

総務省が発表している平成29年就業構造基本調査では、平成28年10月から1年間に介護や看護のために離職した人は約9.9万人で、そのうち女性が7.5万人と介護の負担は女性に大きく偏っています。親族に介護が発生すると、介護する側には人的にも経済的にも様々な負担が生じます。公的介護保険制度の理解はこれらの負担を軽減し、介護と仕事を両立させる第一歩です。

公的介護保険制度を理解する

公的介護保険制度では、40歳以上を第2号被保険者、65歳以上を第1号被保険者として、要支援や要介護の認定を受けた方が、民間業者から受ける介護サービスを1割^{*1}の自己負担で利用できる制度です。

その制度を利用するためには市区町村に申請し、要支援や要介護認定のための調査や審査等を受けます。加えて主治医意見書を市区町村に提出しますが、かかりつけの医師に作成してもらうためには、医師の氏名を正しく把握しておく必要があります。また、認定の申請などは地域包括支援センターが代行してくれるため積極的な活用をおすすめします。

認定の結果は、非該当、要支援1・2、要介護1～5と8段階で通知され、要支援1以上に該当すると、介護サービスの利用料が一定の限度額の範囲で1割自己負担で済みます。1ヵ月あたりの限度額は一番軽い要支援1で約5万円、一番重篤な要介護5で約36万円ですから、要介護5と認定された場合、1ヵ月で36万円の介護サービスを利用しても、自己負担は3.6万円です。

在宅(居宅)介護と施設介護

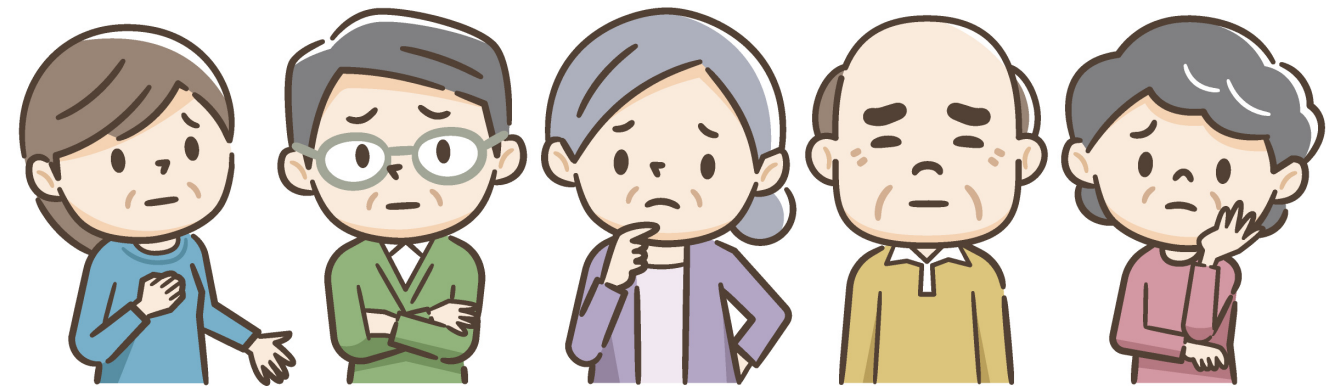
介護には、自宅に居ながら介護サービスを受ける在宅

(居宅)介護と、施設に入所して介護サービスを受ける施設介護があります。どちらもほぼ同じサービスを受けられますが、施設介護では介護サービスの利用料以外に、施設で暮らすための費用として居住費や食費、日常生活費等が別途必要になり、それらの全額は自己負担です。例えば、特別養護老人ホームと呼ばれる比較的費用負担の少ない介護老人福祉施設に入所した場合、介護サービスの利用を含む施設サービス費と、居住費と食費でかかる費用の合計は約7.6万円から13.2万円です。^{*2} 平均額に幅があるのは、要介護度が高くなるほど施設介護サービス費も高くなる傾向にあるためです。すなわち、要介護5であれば上限の月額13.2万円に近い負担を見越しておく必要があります。

介護に係る自己負担額の平均は、在宅介護(要介護5)で月額2.3万円^{*3}、施設介護では月額13.2万円と大きく差があります。在宅介護と施設介護のいずれにするかは気持ちの側面だけでなく、経済的な側面も考慮する必要があります。

経済的な側面から見た介護離職

老親に介護が発生すると反射的に仕事を辞めて在宅介護を選ぶ人がいます。冒頭でもご案内したように女性^{*4}に離職者が多く見られますが、留意が必要です。例えば月収25万円のAさんが離職して在宅介護を選択すると、施設



介護の費用が仮に17万円の場合、その負担を免れ在宅介護の費用2万円で済むため、介護にかかる支出を15万円削減できます。しかし、離職により25万円の収入を失うため、差し引きで家計は10万円の赤字になります。一方、月収5万円のBさんであれば、離職により5万円の収入を失っても、在宅介護により介護にかかる支出を15万円削減でき、家計としては10万円のプラスになります。

Bさんは介護離職により家計の負担を軽減できましたが、Aさんは離職せずに施設介護を選んで費用負担したほうが経済的なメリットがあります。また、離職により厚生年金の納付期間が短くなると、将来受け取れる公的年金も少なくなります。さらに勤続年数の短縮に応じて退職金の総額も減少し、自分自身の老後の軍資金さえ枯渇する恐れがあります。

職場の制度を利用する

パレット共済会には介護に関する給付金制度があります。介護休職給付金は、要介護2以上と認定された親族^{*5}の介護のために、介護休職期間が30日以上になると5万円が給付されます。また、介護見舞金は介護休職せずとも、要介護3以上と認定された同居の親族^{*5}の介護をする会員に1万円が給付されます。

介護と仕事の両立は、経済的な損得だけではなく、親族の気持ちや周りの意見も絡む難しい問題です。また、介護離職した後に経済的な困窮を理由に復職を希望する方が多いものの、離職前の待遇のまま復帰できる可能性は低いのが現状です。

まずは職場の制度として、介護休業や介護休暇、時短勤務などの有無を確認し、在籍を確保しながら制度を最大限活用してみましょう。そして、休業や休暇を利用しながら離職後の生活が成り立つかどうかを疑似体験し、冷静に判断できるようになってから離職を判断なさることをおすすめします。

^{*1} 一定以上所得者は2割または3割。
^{*2} 東京都新宿区のホームページより。
^{*3} 厚生労働省「介護給付費実態調査月報令和1年10月審査分」。
^{*4} 介護される側も女性に対して介護を望む傾向が強い。
^{*5} 配偶者・父母・子ども。



プロフィール
市川貴博
生活経済研究所長野 主任研究員
CFP®認定者

2000年にAFP(現在はCFP認定者)を取得。580件を超す住宅ローン相談と斡旋を経験する。住宅取得だけでなくFPとして幅広く活動。2011年に生活経済研究所長野 主任研究員に就任し、全国で労働組合コンサルタントとして活動中。

表1 施設サービスの平均利用月額(東京都新宿区:施設サービスを利用する場合の費用)

施設の種類	施設サービス費	ホテルコスト		合計(月額)
	自己負担額(1割)	居住費	食費	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	22,727～29,757円	11,310～60,180円	41,760円	75,797～131,697円
介護老人保健施設	22,825～32,308円			75,895～134,248円
介護療養型医療施設	20,961～41,628円			74,031～143,568円